

介護給付費明細書取下げ（過誤請求）・再請求フロー

通常のフロー

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供月	4月サービス分	5月サービス分	6月サービス分	7月サービス分	8月サービス分
事業所の請求 国保連審査					
給付費受給					

《介護給付費明細書取下げ（過誤請求）の例》

※4月サービス分の実績を誤って少なく請求した場合

【通常過誤】

（注意）取下げ金額が入金分と相殺されます。取下げ件数（金額）が受給される5月サービス分実績より多い場合は7月受給分がマイナスになるため、マイナス分を国保連から送付される納付所で返金いただくことになります。これらが不都合の場合は、下記の同月過誤により過誤請求を行ってください。

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供月	4月サービス分	5月サービス分	6月サービス分	7月サービス分	8月サービス分
事業所の請求 国保連審査		4月サービス分			
取下げ処理 （過誤処理）	支払決定通知書等で誤請求分の審査が完了し支払いが確定していることを確認し、再請求する月の前月10日までに取下げ依頼書を提出してください。		誤	再	
給付費受給			4月サービス分	誤	再

【同月過誤】

（注意）誤りの取下げ分（マイナス分）と正の再請求（プラス分）を同じ月に相殺します。同じ月に再請求することを忘れた場合には相殺するものがないため、通常過誤と同様の流れになってしまいます。

	4月	5月	6月	7月	8月
サービス提供月	4月サービス分	5月サービス分	6月サービス分	7月サービス分	8月サービス分
事業所の請求 国保連審査		4月サービス分			
取下げ処理 （過誤処理）	支払決定通知書等で誤請求分の審査が完了し支払いが確定していることを確認し、再請求する月の前月25日までに取下げ依頼書を提出してください。			再	誤
給付費受給			4月サービス分		